

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

| | | | |
|---------|-----------|--------------------|---|
| 事業名 | 簡易水道事業 | | |
| 事業開始年月日 | 平成16年3月1日 | 地方公営企業法の適用・非適用 | <input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用 |
| 団体名* | 下呂市 | 職員数* (H19. 4. 1現在) | 13名 |
| 構成団体名 | | | |

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

| | | | |
|-------------|-----------|------------------|------------|
| 資本費 | 130 (H17) | 公営企業債現在高 (百万円) | 5190 (H18) |
| 累積欠損金 (百万円) | | 利益剰余金又は積立金 (百万円) | 233 (H18) |
| 不良債務 (百万円) | | 財政力指数* | 0.45 (H18) |
| 資金不足比率 (%) | | 実質公債費比率* (%) | 14.0 (H18) |
| | | 経常収支比率* (%) | 84.2 (H17) |

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし |
| [合併期日：平成16年3月1日 合併前市町村：萩原町・小坂町・下呂町・金山町・馬瀬村] 5ヶ町村が合併することにより公営企業も統合となり、合理化対策としましては、大事なライフラインを保持しながら、一般事務の一極集中管理及びアウトソーシングを実施することにより職員数の減少・人件費の削減につながると思われる。 |

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

| 区分 | 内容 |
|----------|---|
| 計画名 | 下呂市公営企業会計健全化計画 |
| 計画期間 | 平成19年度から平成23年度までの5年間 |
| 計画策定責任者 | 下呂市長 山田良司 |
| 既存計画との関係 | 下呂市集中改革プラン（H17年度～H21年度） |
| 公表の方法等 | 議会説明を行うとともにインターネット等を活用し幅広く公表する。 |
| 基本方針 | 平成16年3月1日合併により面積が85,106ha、人口は約4万人であったが、その後年々減少傾向にある、又、簡易水道浄水場設置数は26、配水池設置数は70箇所と多くあり、必然として人件費、維持管理費は膨大になっているのが現状である、こうした中①包括的な管理委託の実施及び事務事業の見直しによる人員の削減、②水道料金単価の統一等を検討し、健全な財政基盤の確立を基本とし、「下呂市第1次総合計画」と毎年のローリングを踏まえ経営健全化計画を推進して行くものである。 |

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

1 基本的事項 (つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

| 区 分 | | 年利5%以上6%未満 | 年利6%以上7%未満 | 年利7%以上 | 合 計 |
|------------|---------|------------|------------|--------|-----|
| 旧資金運用部資金 | 繰上償還希望額 | 0 | 287 | 125 | 412 |
| | 補償金免除額 | 0 | 70 | 22 | 92 |
| 旧簡易生命保険資金 | 繰上償還希望額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫資金 | 繰上償還希望額 | 0 | 0 | 0 | 0 |

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

| 事業債名 | | 年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高) | 年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高) | 年利7%以上 (平成19年度末残高) | 合 計 |
|--|---------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|---------|
| 公 営 企 業 債 | 簡易水道事業債 | 0 | 379,061 | 124,846 | 503,907 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (A) | | 0 | 379,061 | 124,846 | 503,907 |
| ※ 一 般 会 計 の う ち (再掲) | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (B) | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B) | | 0 | 379,061 | 124,846 | 503,907 |

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

| 事業債名 | | 年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高) | 年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高) | 年利7%以上 (平成20年度9月期残高) | 合 計 |
|--|--|---------------------------|---------------------------|-------------------------|-----|
| 公 営 企 業 債 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (A) | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ※ 一 般 会 計 の う ち (再掲) | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (B) | | | | | |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B) | | 0 | 0 | 0 | 0 |

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

| 事業債名 | | 年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高) | 年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高) | 年利7%以上 (平成19年度末残高) | 合 計 |
|--|--|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----|
| 公 営 企 業 債 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (A) | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ※ 一 般 会 計 の う ち (再掲) | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (B) | | | | | |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B) | | 0 | 0 | 0 | 0 |

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 財務上の特徴 | <p>平成16年3月1日に旧益田郡5町村が合併し、下呂市が誕生した。平成12年では人口40,102人を数えたが、平成17年度国調では、1,608人減少(△4.0%)の38,494人(県内減少数ワースト4位)となった。下呂市は古くから温泉を中心とした観光産業を基幹産業としており第三次産業人口が就業人口の全体を占める割合が62%と高くなっている。宿泊観光客の伸びは依然として鈍く観光が基盤産業であるゆえに一般会計では市税の減少傾向にあり実質公債比率は平成17、18年度の平均でも14.0%と県内市町村過重平均と比較し0.8%高く下呂市の一般会計も大変苦しい状況である。簡易水道事業においても人口40,000人程に対して、面積が85,106haと広く集落が転々としており、浄水場についてもこうした立地条件により市内に26箇所、配水池については70箇所と多く、施設整備はほぼ完成しているものの、H18年度末の企業債残高が約5,189百万円と多く毎年の償還額が今後の経営状況に大きく影響することは避けられない。</p> <p>H18年度決算見込みでは総収益596百万に対し、料金収入は483百万円(81%)他会計繰入金111百万(18%)その他2百万円(1%)と料金収入の占める割合が多いが、今後は人口の減少による料金収入の減額は避けられない状況である。総費用では431百万円の内支払い利息181百万円(42%)と多く非常に厳しい状態である。</p> |
| 経営課題 | <p>課 題 ① 定員管理の適正合理化</p> <p>合併前に13人いた職員も現在では11人と2人の減となっているものの、面積が85,106haある中、浄水場26箇所、配水池70箇所があるため、施設管理を民間委託することにより効率よい人員削減が必要と思われる。</p> |
| | <p>課 題 ② 料金水準の適正化</p> <p>料金の適正化についても、合併後も合併以前と同様統一なされておらず早急に料金(基本水量・基本料金・超過料金等)統一することが望まれるが、旧町村単位で基本水量一つをとっても一般家庭で8m³~25m³と大きく違いがあり、地域によっては相当な単価アップも考えられるため慎重に協議し実施することが大事である。</p> |
| | <p>課 題 ③ 滞納額の回収率アップ</p> <p>現年度においては約2,190千円の未集金が発生し、過年度分においてもH18年度へ約7,231千円の滞納繰越があり、現在、毎月滞納整理を実施しているが、今後料金収入が減少することが予測される中、現年分の100%収入は当然のこと過年度分も含め滞納額を減らすことが大事である。</p> |
| | <p>課 題 ④ 維持管理費等サービス供給による合理化</p> <p>浄水場26箇所・配水池70箇所の維持管理を旧町村単位で包括的(維持管理に必要な需用費関係を含む)な民間委託を行うことにより、経費の節減・職員数削減を図る。</p> |
| | <p>課 題 ⑤ 他会計繰入金の適正運用</p> <p>現在他会計繰入金においては、基準内繰入が総収益の(18%)を示し、基準外繰入は(0%)で経営を行っているが、今後も極力現状を保ち経営することが大事である。</p> |
| 留意事項 | |

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

| 区 分 | | 年 度 | 平成14年度 (計画前5年度) (決算) | 平成15年度 (計画前4年度) (決算) | 平成16年度 (計画前3年度) (決算) | 平成17年度 (計画前々年度) (決算) | 平成18年度 (計画前年度) (決算) | 平成19年度 (計画初年度) | 平成20年度 (計画第2年度) | 平成21年度 (計画第3年度) | 平成22年度 (計画第4年度) | 平成23年度 (計画第5年度) | |
|-----------------------|---------------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|
| | | | | | | | | | | | | | |
| 収益的 収支 | 収益的 収入 | 1 総 収 益 (A) | | 651 | 617 | 614 | 596 | 598 | 598 | 589 | 569 | 574 | |
| | | (1) 営 業 収 益 (B) | | 477 | 498 | 500 | 484 | 486 | 487 | 486 | 485 | 483 | |
| | | ア 料 金 収 入 | | 467 | 498 | 499 | 483 | 485 | 486 | 485 | 484 | 482 | |
| | | イ 受 託 工 事 収 益 (C) | | | | | | | | | | | |
| | | ウ そ の 他 | | 10 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | | (2) 営 業 外 収 益 | | 174 | 119 | 114 | 112 | 112 | 111 | 103 | 84 | 91 | |
| | | ア 他 会 計 繰 入 金 | | 126 | 112 | 113 | 112 | 111 | 110 | 102 | 83 | 90 | |
| | イ そ の 他 | | 48 | 7 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| | 2 総 費 用 (D) | | 400 | 432 | 407 | 431 | 421 | 387 | 366 | 361 | 370 | | |
| | (1) 営 業 費 用 | | 195 | 235 | 217 | 250 | 249 | 243 | 237 | 235 | 234 | | |
| | ア 職 員 給 与 費 | | 52 | 71 | 71 | 76 | 80 | 78 | 75 | 73 | 72 | | |
| | うち 退 職 手 当 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | イ そ の 他 | | 142 | 164 | 146 | 174 | 169 | 165 | 162 | 162 | 162 | | |
| | (2) 営 業 外 費 用 | | 205 | 197 | 190 | 181 | 172 | 144 | 129 | 126 | 136 | | |
| | ア 支 払 利 息 | | 203 | 197 | 190 | 181 | 172 | 144 | 129 | 126 | 136 | | |
| うち 一 時 借 入 金 利 息 | | | | | | 1 | | | | | | | |
| イ そ の 他 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 3 収 支 差 引 (A)-(D) (E) | | 251 | 185 | 207 | 165 | 177 | 211 | 223 | 208 | 204 | | | |
| 資本的 収支 | 資本的 収入 | 1 資 本 的 収 入 (F) | | 421 | 539 | 308 | 271 | 191 | 240 | 404 | 1,074 | 201 | |
| | | (1) 地 方 債 | | 198 | 242 | 97 | 77 | 58 | 108 | 102 | 676 | 19 | |
| | | (2) 他 会 計 補 助 金 | | 131 | 146 | 127 | 133 | 127 | 127 | 127 | 207 | 177 | |
| | | (3) 他 会 計 借 入 金 | | | | | | | | | | | |
| | | (4) 固 定 資 産 売 却 代 金 | | | | | | | | | | | |
| | | (5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金 | | 11 | 25 | 25 | 8 | | | | 156 | | |
| | | (6) 工 事 負 担 金 | | 5 | 10 | 18 | 15 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| | | (7) そ の 他 | | 76 | 116 | 41 | 38 | | | 170 | 30 | | |
| | 2 資 本 的 支 出 (G) | | 639 | 743 | 510 | 439 | 347 | 483 | 606 | 1,282 | 425 | | |
| | (1) 建 設 改 良 費 | | 387 | 502 | 256 | 172 | 80 | 210 | 341 | 1,008 | 139 | | |
| | うち 職 員 給 与 費 | | 4 | | | | | | | | | | |
| | (2) 地 方 債 償 還 金 (H) | | 223 | 241 | 254 | 267 | 267 | 273 | 265 | 274 | 286 | | |
| | (3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 | | | | | | | | | | | | |
| | (4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 | | | | | | | | | | | | |
| | (5) そ の 他 | | 29 | | | | | | | | | | |
| 3 収 支 差 引 (F)-(G) (I) | | △ 218 | △ 204 | △ 202 | △ 168 | △ 156 | △ 243 | △ 202 | △ 208 | △ 224 | | | |

(3) 経営指標等

(単位:%)

| | | 平成14年度 (計画前5年度) (決算) | 平成15年度 (計画前4年度) (決算) | 平成16年度 (計画前3年度) (決算) | 平成17年度 (計画前2年度) (決算) | 平成18年度 (計画前年度) (決算見込) | 平成19年度 (計画初年度) | 平成20年度 (計画第2年度) | 平成21年度 (計画第3年度) | 平成22年度 (計画第4年度) | 平成23年度 (計画第5年度) |
|-------------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 資金不足比率 | (%) (再掲) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 料金回収率* | (%) | | 127.6 | 112.2 | 118.5 | 106.6 | 107.8 | 114.9 | 120.6 | 113.9 | 109.8 |
| 総収支比率(法適用) | (%) | | | | | | | | | | |
| 経常収支比率(法適用) | (%) | | | | | | | | | | |
| 営業収支比率(法適用) | (%) | | | | | | | | | | |
| 累積欠損金比率(法適用) | (%) (再掲) | | | | | | | | | | |
| 収益的収支比率(法非適用) | (%) (再掲) | | 104.5 | 91.7 | 92.9 | 85.4 | 86.9 | 90.6 | 93.3 | 89.6 | 87.5 |
| 不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) | (%) (再掲) | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 繰入金比率 | 収益的収入分 | (%) | 19.4 | 18.2 | 18.4 | 18.8 | 18.6 | 18.4 | 17.3 | 14.6 | 15.7 |
| | うち基準内繰入金 | (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| | うち基準外繰入金 | (%) | | | | | | | | | |
| | うち料金収入に計上すべき繰入等 | (%) | | | | | | | | | |
| | うち赤字補てん的なもの | (%) | | | | | | | | | |
| | 資本的収入分 | (%) | 31.1 | 27.1 | 41.2 | 49.1 | 66.5 | 52.9 | 31.4 | 19.3 | 88.1 |
| | うち基準内繰入金 | (%) | 100.0 | 81.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 61.4 | 72.0 |
| | うち基準外繰入金 | (%) | | 19.0 | | | | | | 38.6 | 28.0 |
| | うち赤字補てん的なもの | (%) | | 100 | | | | | | | |

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

| 条件項目 | 収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件） |
|---------------------------|---|
| 1 料金設定の考え方、料金収入の見込み | <p>現在の料金設定については、合併前の料金設定で実施しているため、様々な料金体制で実施している。基本水量（一般）では最低8m³～最高25m³・基本料金は最低1,121円～最高3,120円、超過料は105円/m³～136円/m³と大きく異なっているが、数年内には統一を行う予定である。しかしながら温泉旅館や企業など多量の水を使う事業所等においては、1円の違いも大きな影響となることもあり、経営圧迫につながらないよう検討する必要も一方ではある。料金改定（料金単価の統一）により、使用水量が従来より単価アップになる方や、旧町村単位でも最低料金の地域では当然単価アップにつながる事が予測されるため、人口減少に伴う有収水量の減少により料金収入の減額が考えられる中、最低でも現状維持するよう努力することは必要不可欠である。</p> <p>又、第2段階としまして料金単価の統一実施を行った後、近い時期に単価アップの検討も実施しなければならないと思う。</p> |
| 2 他会計繰入金の見込み | <p>（基準内繰入金） H19=238,572千円 H20=237,177千円 H21=229,154千円 H22=210,179千円 H23=217,818千円</p> <p>（基準外繰入金） H22=80,000千円 H23=50,000千円 を見込んでいる。</p> |
| 3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み | <p>無</p> |
| 4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの | |

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

| 項 目 | 具 体 的 内 容 |
|--------------------------------------|--|
| 行政改革により | 行政改革によりアウトソーシング(業務委託)の可能性等、様々な方向から検討を加え、平成16年度から平成25年度までの10年間に合併前の職員数の20%以上を削減するよう定員適正化計画の策定を基に、毎年見直しを行いながら定員の適正化を図っている。 |
| ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 | 定員適正化計画の見直しにより、平成25年度までに合併前職員数の20%以上の削減を目指し定員の適正化を図っている。その計画を基に策定されている集中改革プランにおいて、H22の目標数値に向けて定員の適正化を図っているところである。しかし合併後の職員数を適正化するための措置として実施している勤奨退職制度の運用にともなう早期退職者の増による職員の減、又は各種業務におけるアウトソーシング(業務委託)や特別養護老人ホームの公設民営化の延期などにより年度毎の職員の変動が大きく職員の適性が難しい状況である。また、消防、病院等など法令で配置基準が定められている部門については不補充のままにできないことから、一般行政職の補充を減らすか不補充にせざるをえないなど、合併後の職員数を適正化することが困難である。よって集中改革プランにおけるH22年目標数値の見直しを行った。(711人→729人)この見直しについては、特養等の公設民営化の平成19年度実施を延期したことにより行ったことであるが、平成25年度までに公設民営化を目指しており、早期に集中プランの目標数値を達成するように努めるものである。また勤奨退職制度の運用にともない中高年層による自主的退職等も多く合併後の定員適正化を図っている。 集中改革プランにおいて、市全体としてはH17. 4. 1に805人、水道事業全体では16人の職員がいたが、H22. 4. 1には729人まで76人(9.4%)、水道事業全体においては14人まで2人(12.5%)の削減目標をそれぞれ設定している(上水道・簡易水道個別の設定はなし)。H19. 4. 1は市全体で761人、水道事業全体では14人と順調に推進しており、目標人数はほぼ達成見込みである。また、集中改革プランの期間が終了した後もこれを継続する。 |
| ○ 給与のあり方 | 地方公務員の給与は基本給である給料と諸手当に分かれ、給料表による給料と各種諸手当の支給により、具体的な金額が決定されている。こうした給与体系については、「国公準拠」を前提として運用しているが、給料表において一部国と異なっていたり、諸手当においても一部国と異なった支給をしている手当もある。こうしたことについて、総務省より毎年の給与改定通知や新地方行革指針などを通じて、給与制度・運用・水準の全般にわたり、その適正化に向けた取り組み等指導がなされており、その指導に沿って手当等適正化に向けて見直しを図っている。 |
| ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 | 平成17年度の給与構造改革により、給料表が平均▲4.8%となったが、中高年層においては約▲6.8%となった。若年層においては引き下げを行っていないことによって、昇給等により現給を上回っているが、中高年層においては経過措置にともない現給は保障されたものの、差額分が大きいため昇給等しても現給を上回ることなく、長期で延伸したことと同様の形になっている。団塊の世代の退職においてもほとんどの職員が現給保障額のまま退職することとなった。 【給与改定等】 ・人事院勧告に基づき、H18年度に国に準じた給与構造の見直しを実施した。給与表の見直しや、初任給、昇格、昇給基準等国に準拠した形で実施している。H19からは管理職手当の定額化を実施し、現在は勤務評定等の制度の導入を検討中である。 ※平成19年度人事考課制度導入に併せ、勤務評定を実施する予定であったが、昨年度試験的に導入を予定していた管理職を対象とした人事考課制度が、日程、予算等の調整により試験的導入ができなかったため、今年度に延期することとなり、今後新たに全職員を対象とした制度導入に向けて協議、検討を行うこととした。このため、この導入に併せ実施する予定であった勤務評定についても延期することとした。 国の基準に沿わない特殊勤務手当はない。 ・地域手当については、派遣により支給対象地域に勤務する職員について国の指定基準に基づく地域手当を導入している(簡易水道事業では該当なし) |
| ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 | 技能労務職員は従事しておらず、今後も採用の予定はない。 |
| ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 | 退職時特昇については、現在、昇給日を1月1日としたうえで予定特昇として制度上存続しているが、今年度の退職者から適用せず、制度上も、平成19年11月30日付で廃止する。退職手当については、岐阜県市町村退職手当組合に加入、組合の条例に基づき運用している。したがって、市単独での見直しはないが、現在当該組合において退職手当構造の見直しについて検討中であり、平成20年度中に条例改正を行い、平成21年度から国に準拠した形で運用する。 |
| ◇ 福利厚生事業のあり方 | 職員への福利厚生事業は、地方公務員法上、地方公共団体が実施しなければならないとされているが、具体的な福利厚生事業については示されていないことから、市民への説明責任が果たせるものである事業、社会情勢に適応した事業でなければならない。こうしたことを踏まえ、互助会が実施する事業のうち、「職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項」に該当する事業を対象に助成するものとしており、毎年の見直しにおいて減額している。 |
| 2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 | 課題④で掲げた「維持管理費等サービス供給による合理化」で述べたように、合併により市内に点在する浄水場26箇所・配水池70箇所の施設の維持管理を民間委託することにより、人件費等の節減に力を入れる。 |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> | <p>指定管理者制度の導入は行っていませんが、施設の維持管理委託(施設管理に必要な需用費等も含)め包括的な管理委託を実施することにより、経費の節減を図るよう考えて行く。</p> |
| <p>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p> | <p>課題④に対する施策 指定管理者制度の導入は行っていませんが、合併により市内に点在する浄水場26箇所・配水池70箇所の施設の維持管理委託(施設管理に必要な需用費等も含)を365日24時間の管理体制(非常時の対応等も含む)で行うよう委託契約を行い、よって職員の削減・経費の節減を図るよう考えて行く。</p> |

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

| 項 目 | 具 体 的 内 容 |
|---|--|
| <p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> | <p>課題①に対する施策 売却可能資産は現在のところないが、課題②で掲げた「料金水準の適正化」においては、合併後も合併以前と同様、旧町村単位での料金設定であり基本水量は一般で8m³～25m³と違い、同様に基本料金も1,121円/m³～3,120円/m³と大きな違いがある。一方では温泉旅館や企業も地域によっては多く点在し1円の料金アップでも経営に大きく影響する恐れがある。又、旧町村単位でも前文で述べたように格差が大きくあり、単価統一を行うにしても、低い地域においては当然単価アップにつながることとなり、こうした現状のなか料金単価の統一化を図ることは大変困難を生じることが予測されるが、料金単価の増額変更が近い将来実施時期が来る事を予測すると、まず第一に料金単価の統一は不可欠と思われる。</p> |
| <p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p> | <p>行政改革や財政状況の公表は、自治法等の法令に従って公表をしている。今後は、市民が行政に対して意見できるよう、一般の市民にとって理解しやすいものでなければならぬと考えている。</p> <p>・市の広報紙において公表(4月:H19予算の状況、12月号:H19の上半期の財務状況、1月:H18決算の状況) ・市のホームページにおいて公表(H19予算施政方針と概要、H17決算の状況及び各種財政指標、H17決算におけるバランスシート)</p> <p>施設レベルによる評価を実施している。 課長及び部長クラスが担当する施策における指標を設定し、その成果に対して市民アンケートにより評価を行う。 評価結果は予算編成や総合計画のローリングの参考資料として活用されている。</p> |
| <p>5 その他</p> | |

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

| 課題 | 取組み及び目標 |
|---------------------------|---|
| 1 職員数の純減や人件費の総額の削減 | 課題①に対する取組み 配水場26施設・配水池70施設あり、面積も85,106haと広い為、極端な職員の削減は困難であるものの、事務の簡素化等を図り平成19年度11名である職員数を、平成23年度には8名とし3名の削減を図りたい。又、職員給与費においても職員の削減により平成19年度80,000千円に対し平成23年度には72,000千円とし8,000千円の削減をしたい。 |
| 2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等 | |
| 3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等 | |
| 4 その他 | 課題③に対する取組み H18年度へ約7,231千円の滞納繰越があり、現年度においても約2,190千円の未集金が発生している中、今後は更に人口の減少に伴い使用料金の減少が懸念される中、料金の未収入は経営に大きく影響されることが予測される、そんな中現在も月1回の滞納整理と給水停止等を実施していますが、更なる滞納者に対し徴収業務を強化し、過年度分においては、現状より滞納額を減らすことを目標とし、更に現年度分においては100%回収するよう努力する。 算定根拠として、前年対約1割減を目標とし算定を行った。 課題④に対する取組み 浄水場26箇所・配水池70箇所を現状ではほとんどが職員により維持管理を行っているが、こうした維持管理業務を包括的業務委託にすることにより、維持管理費の特に需用費面の削減を行う。 算定根拠として、H18年度とH19年度を比較し、現在約5,000千円の削減見込みであり、今後23年度までに順次包括業務委託することによりH18年度とH19年度の比較実績額を参考に順次需要費関係で削減するよう計画しました。 尚、改善額が補償金免除額まで達していませんが、合併後極端な人員削減により職員の過労等の問題も発生した経緯があり、よってH23年度までに極端な削減を避け、更に大事なライフラインの管理委託のため非常時の対応等も考え年数ををかけ徐々に管理委託を行ってゆきたい、今後は料金改定（単価アップ）等も考えながら時間をかけ改善を行いたいと思います。 合併時H15年度～18年度までには、管理費内 役務費（電話料・水質検査手数料等）においては8,000千円 負担金補助及び交付金（地域事業交付金等）においては36,000千円の改善が見られた。 |

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

| 課題 | 目標又は実績 | 平成14年度 (計画前5年度) (決算) | 平成15年度 (計画前4年度) (決算) | 平成16年度 (計画前3年度) (決算) | 平成17年度 (計画前々年度) (決算) | 平成18年度 (計画前年度) (決算) | 計画前5年間 実績 | 平成19年度 (計画初年度) | 平成20年度 (計画第2年度) | 平成21年度 (計画第3年度) | 平成22年度 (計画第4年度) | 平成23年度 (計画第5年度) | 計画合計 |
|----------------|---------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|--------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------|
| 【収入の確保】 | | | | | | | | | | | | | |
| | 料金改定率 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(料金の適正化)※1 | | | | | | | | | | | | |
| ④ | 未収金の徴収対策 | | | 13 | 13 | 9 | | 9 | 9 | 8 | 8 | 7 | |
| | 改善額 | | | 0 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 4 |
| | 一般会計負担金の額 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(負担金の確保等) | | | | | | | | | | | | |
| | 資産の有効活用 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(収入増額) | | | | | | | | | | | | |
| | その他() | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| 【経費の削減】 | | | | | | | | | | | | | |
| | 職員給与費の適正化 | | | | | | | | | | | | |
| ① | 職員給与費(退職手当以外) | | | | | 76 | | 80 | 78 | 75 | 73 | 72 | |
| | 改善額 | | | | | | | -4 | -2 | 1 | 3 | 4 | 2 |
| | 給与水準 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| | その他() | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| | 職員給与費(退職手当) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ① | 職員数(人) | 13 | 13 | 11 | 11 | 11 | | 11 | 10 | 10 | 9 | 8 | |
| | 増減数(人) | | | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 |
| ④ | 維持管理費等 | | | | | 174 | | 169 | 165 | 162 | 162 | 162 | |
| | 改善額(適正化) | | | | | | | 5 | 9 | 12 | 12 | 12 | 50 |
| ④ | 管理費 | | | | | | | | | | | | |
| | 役務費 | 12 | 11 | 9 | 8 | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| | 負担金補助及び交付金 | 13 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| | 工事コスト※2 | | | 12 | 12 | 12 | 36 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 60 |
| | 改善額(縮減額) | | | | | | | | | | | | |
| | その他() | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| | 累積欠損金比率 | | | | | | | | | | | | |
| | 増減 | | | | | | | | | | | | |
| | 企業債現在高 | | 5,537 | 5,537 | 5,380 | 5,190 | | 4,981 | 4,816 | 4,653 | 5,055 | 4,946 | |
| | 増減 | | | 0 | 157 | 190 | | 269 | 374 | 537 | 135 | 244 | |
| | 計画前5年間改善額合計 | | | | | | 48 | | | | | | 116 |
| | 改善額合計 | | | | | | | | | | | | 92 |
| | (参考) 補償金免除額 | | | | | | | | | | | | |

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位統一、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

| | 平成14年度 (計画前5年度) (決算) | 平成15年度 (計画前4年度) (決算) | 平成16年度 (計画前3年度) (決算) | 平成17年度 (計画前々年度) (決算) | 平成18年度 (計画前年度) (決算) | 平成19年度 (計画初年度) | 平成20年度 (計画第2年度) | 平成21年度 (計画第3年度) | 平成22年度 (計画第4年度) | 平成23年度 (計画第5年度) |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 給水人口 (千人) | | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 30 | 30 |
| 年間総有収水量 (千m ³) | | 3,179 | 3,334 | 3,389 | 3,214 | 3,218 | 3,223 | 3,211 | 3,190 | 3,186 |
| 公称施設能力 (m ³ /日) | | 16,533.0 | 16,533.0 | 16,533.0 | 16,733.0 | 16,733.0 | 16,733.0 | 16,733.0 | 16,733.0 | 16,733.0 |
| 1日最大配水量 (m ³ /日) | | 14,835.0 | 14,733.0 | 15,994.7 | 15,363.4 | 15,383.0 | 15,405.0 | 15,350.0 | 15,250.0 | 15,228.0 |
| 最大稼働率 (%) | | | | | | | | | | |
| 供給単価 (円/m ³) | | 146.9 | 149.2 | 147.2 | 150.4 | 150.7 | 150.8 | 151.0 | 151.7 | 151.3 |
| 給水原価 (円/m ³) | | 115.1 | 133.2 | 124.2 | 140.9 | 139.8 | 131.2 | 125.2 | 133.2 | 137.8 |

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

竹原地区簡易水道(兼政・宮地・下呂東部簡易水道)を統合し一簡易水道にする計画がある。(この統合に関する改善額は望めない)

実施時期においては、平成23年度までに実施する計画であるが予算及び内容等により平成23年度以降にずれこむこともある。

以上のような統合も視野にいれ改善を図り、管理費等においても50,000千円の改善も見込んでいますが、大事なライフラインを管理委託するため、時間をかけ庶務ならびに日常業務や非常時の対応等の引継ぎが必要となり、よって目標年度までに改善額が達していません。